

裁 決 書

審査請求人 姫路市〇〇
〇〇 〇〇

処 分 庁 姫路市福祉事務所長

審査請求人が平成31年3月29日に提起した処分庁による生活保護法第78条に基づく費用徴収決定通知書に関する処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成28年4月20日、処分庁が審査請求人とその母及び姉（以下「母世帯」という。）に対し生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を開始した。
- 2 平成30年2月23日、審査請求人の保有する〇〇銀行〇〇支店〇〇口座に株式会社〇〇より1万3,332円の入金（以下「本件収入」という。）がされた。
- 3 平成30年10月1日、処分庁が審査請求人の姉の障害基礎年金の受給を理由に母世帯の保護を廃止した。
- 4 平成30年12月3日、母世帯と離れ単身となった審査請求人が処分庁に対し保護申請を行った。
- 5 同日、生活援護室の担当職員は審査請求人の資産調査を行う過程で本件収入を把握したため、審査請求人に本件収入の内容を確認したところ、審査請求人は入金当時の生活援護室の担当者に申告済みとの説明をした。
- 6 同日、処分庁が審査請求人に対し法による保護を開始した。
- 7 平成31年1月22日、処分庁が本件処分を行い、同月28日付けで「生活保護法第78条に基づく費用徴収決定通知書」を発送した。
- 8 平成31年3月1日、処分庁が、審査請求人の要望により平成31年1月28日付け「生活保護法第78条に基づく費用徴収決定通知書」の文言修正を行った。
- 9 平成31年3月29日、審査請求人が姫路市長に対し本件処分の取消しを求める審

査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 平成30年2月23日、当時の生活援護室の担当職員及びひめじ仕事サポートセンター支援員との就労支援相談の場において、本件収入については、当時保有していたオンラインゲームのアカウントを売却したことにより〇〇ポイントを取得したものである旨、申告済みであり、不正受給の故意はない。

(2) 平成30年12月3日、生活援護室の担当職員から本件収入について確認された際に、入金当時の生活援護室の担当職員がその内容を知っている旨答えたところ、それ以上の説明を求められることも収入申告の指示もなく、不正受給の故意はない。

2 処分庁の主張

審査請求人はポイントを取得したことを報告したことは収入申告に当たると主張しているが、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)エ(イ)に「臨時的収入についてその額が世帯合算額8,000円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定すること。」とあり、収入とは「円」を単位とするものを対象としていと考えられるところ、当該ポイントは「円」（〇〇券または現金）に換えることができるものではあるが、換価を希望するまではポイントのまま保有することができ、ポイントのままでは日常生活において使用することができないことから、ポイントを得たことをもって収入を得たと判断することはできないものであり、処分庁はポイントを取得した旨の申告が収入申告に当たるとは考えていないため、審査請求人は本件収入に係る収入申告を行っていない。

また、法第61条に基づく申告義務については、処分庁は生活保護開始時や家庭訪問時などに書面により再三説明しており、ポイントを得た旨の申告があった際も、現金化した場合は収入申告を行うよう改めて指導している。審査請求人は、収入を得た後、収入申告を行う機会は幾度もあったにもかかわらず収入申告を怠っており、重大な義務違反と考えられることから、法第63条又は法第78条を適用すべきかの判断の標準（「生活保護手帳 別冊問答集2018」（中央法規出版）問13-1（答）（以下「別冊問答集13-1」という。）の②（a）「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」に該当しており、本件処分は不当なものではない。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と規定している。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
- (3) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している。
- (4) 別冊問答集問13-1には、法第78条によることが妥当な場合として、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」等が挙げられている。
- (5) 別冊問答集問13-1には、「本来、法第63条は、受給者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではなく、実施機関が受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定と解すべきものである。しかしながら、受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等については返還額についての裁量が可能であることもあって法第63条が適用されているわけである。」と示されている。
- (6) 法第85条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。」と規定している。

2 本件処分について

(1) 争点

審査請求人及び処分庁の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、審査請求人が行ったアカウントを売却して得たポイントについての申告が収入申告に当たるか否か（争点①）、収入申告に当たらないのならば収入申告しなかったことが法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正な手段」に当たるか否か（争点②）であると考えられる。

(2) 法第78条第1項と法第63条の適用関係

被保護者に未申告の収入がある場合、当該未申告が「不実の申請その他不正な手段」によるものであるときには、法第78条第1項は、保護費を支弁した地方公共団体の首長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額

に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている上、法第85条第1項には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すると定められている。

これらの規定の趣旨は、「不実の申請その他不正な手段」による保護の受給について不正受給額の全部を徴収することに加え、その4割以下の額を制裁として徴収することができることとし、さらに、懲役を含む刑罰を科することにより、保護の不正受給を防止し、生活保護制度が悪用されることを防止するところにあると解される。

一方、法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した地方公共団体に対して速やかに、その受けた保護に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとし、その趣旨は、本来受けるべきでなかった保護を受けたときの返還義務を定めるとともに、被保護者に資力があるにもかかわらず、実施機関が調査不十分のために資力がないと誤認して保護を決定し又は過大な保護を支給した場合の返還義務について明らかにするところにあると解される。

また、別冊問答集問13-1では、法第63条が受給者に資力があることを実施機関が認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定であることを前提としつつ、受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等については、同条が適用されていると示されており、そのように運用されていることが伺われる。

このような法第78条第1項の趣旨、同項と法第63条の要件及び効果の差異並びに法第78条第1項が適用されると法第85条第1項により懲役刑が科される可能性があることからすれば、法第78条第1項は被保護者の収入未申告等の行為が生活保護制度の悪用と評価できる行為に当たる場合にのみ適用すべきであり、そうでない場合には法第63条を適用すべきものと解するのが相当である。

(3) 争点①について

審査請求人による本件収入についての説明のうち、オンラインゲームのアカウントを売却し〇〇ポイントほどを得たこと、及びポイントを得たことを口頭で生活保護室の担当者に申告したことは、審査請求人も処分庁も争いが無い。

審査請求人は、ポイントを得たことを担当者に申告したことをもって収入申告を果たしたと主張している。一方、処分庁は、当該ポイントは「円」(〇〇券又は現金)に換えることができるものではあるが、当該ポイントを換価するのかわからないのか、換価した場合、現金等をいつ受領するのか不明である等、不確定な要素が多分にある状態であることや、ポイントのままでは日常生活において使用することはできないことから、ポイントを得たことをもって収入を得たと判断することはできず、現金化した時点で収入申告の必要があると主張している。

各種ポイントの取扱いについて厚生労働省は見解を明らかにしておらず、取扱い

について明確な規定はない。一方、次官通知第8-3-(2)エ(イ)では、「臨時的収入についてその額が世帯合算額8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定すること。」とあり、収入は「円」を単位とするものを対象としていると考えられる。これらのことを考え合わせると、当該ポイントはポイントのままでは現金と同様に使用することはできず、使用するためには〇〇券又は現金に交換する必要があることから、ポイントを得たことをもって収入を得たと判断することはできないという処分庁の判断は妥当で、審査請求人の申告は収入申告には当たらないと判断すべきである。

(4) 争点②について

処分庁は、法第61条に基づく申告義務については生活保護開始時や家庭訪問時などに書面により再三説明しており、ポイントを得た旨の申告があった際も、現金化した場合は収入申告を行うよう改めて指導したと主張する。

しかしながら、各種ポイントの取扱いについて厚生労働省は見解を明らかにしておらず、取扱いについて明確な規定はない状況である。また、処分庁が第61条に基づく申告義務について説明した際に使用した確認書や生活保護のしおりにも、ポイントの取扱いについての記載はない。このような状況を鑑みると、処分庁は、審査請求人に対しポイントの取扱いや換金した際の収入申告の必要性等についてより丁寧な説明をすべきであったものと考えられる。

この点において、処分庁が指導を行ったのは、審査請求人がポイントを得た旨の申告をした際の面談時に行った1回である。このため、明確な取扱い規定のないポイントについて、審査請求人がポイントを現金同様のものと認識し、ポイントを得たことを申告したことで収入申告を済ませたと勘違いしたことや、現金化の際に改めて申告が必要であったことを理解できなかったことは、あり得るといふべきであり、収入申告をしなかったことが別冊問答集問13-1の「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」に該当するとの処分庁の主張は認めがたい。

実際のところも、本件収入があったという事実は、審査請求人が資産申告の際に自ら提出した通帳の記載から発覚したものであり、審査請求人が通帳の提出を拒んだといったものではない。このことから、審査請求人には本件収入を隠す意図はなく、むしろ収入申告済みであると考えていた故の自然な行動と考える方が合理的である。

このような状況を考慮すると、審査請求人に本件収入を隠ぺいし、保護を不正に受給しようとする意図があったとは認められないから、収入申告がなかったことをもって生活保護制度の悪用と評価できる行為ということとはできず、法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正な手段」に当たるとは言えない。

(5) まとめ

よって、本件については法第63条に基づき処理されるべきところ、本件処分は収

入申告がなかったことが「不実の申請その他不正な手段」に当たらないのにこれに当たるとして法第78条第1項に基づいてされた点において、違法であると言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年9月30日

審査庁 姫路市長